

冬の暮らし支援事業 助成のお知らせ

市は、雪の処理を自力で行うことが難しい高齢者や障がいのある方がいる世帯に対して、事業者が行う「家屋の雪下ろし」や「間口の置き雪除雪」、「定期排雪」に要した費用の一部を助成しています。

●対象となる方

市内の一戸建て住宅に住む、次の①～②のすべてに該当する世帯

- ①市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯
- ②世帯構成が「高齢者世帯」または「障がい者世帯」のいずれかに該当

- ・高齢者世帯……世帯の全員が70歳以上の世帯（昭和27年3月31日以前生まれの方）
- ・障がい者世帯…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

- ・世帯分離していても、同じ敷地（隣接含む）に住んでいる方全員を同一世帯と判断します。
- ・生活保護世帯は対象外です。
- ・営業している店舗や集合住宅は対象外です。

※70歳未満でも、病気・けがにより除雪ができない方で助成を希望する方は、お問い合わせください。（市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯が対象）

項目		雪下ろし助成	間口除雪助成	定期排雪助成
事業者との契約	契約方式	単発契約	シーズン契約	シーズン契約
	対象業	・家屋の雪下ろし作業 ・家屋の雪下ろし後の運搬排雪 ・家屋の屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪	・道路除雪後の間口の置き雪などの処理 ・自宅敷地内で処理できなかった場合の運搬排雪	・シューイチ排雪やシーズン排雪などの運搬排雪（10回以上のシーズン契約）
市の助成	割合	1/2	1/3	1/3
	上限額	2万円（1回あたり）	2万円（1シーズン）	1万5千円（1シーズン）
	その他	利用回数：上限2回	※間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません。	

● 手続きの流れ

	雪下ろし助成	間口除雪助成・定期排雪助成
① 利用者登録申請 (市役所へ)	<p>◆事業者との契約前に市への利用者登録が必要 ※不登録(助成対象外)になることもありますので、早めに申請してください ※既に契約済でも、不登録(助成対象外)になると助成を受けられません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付場所(市役所、支所、各サービスセンター)で登録 ・代理の方による手続き可能(委任状が必要) 	
	・作業依頼の2週間前まで	・シーズン契約の2週間前まで
② 登録結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者登録の結果通知 ※登録(助成対象)・不登録(助成対象外)を市から郵送で通知します 	
③ 事業者と契約	<ul style="list-style-type: none"> ・市に登録された事業者と契約 ・登録事業者以外との契約は助成金対象外 ※事業者によっては、依頼が多くなった場合に契約ができないこともありますので、早めに依頼してください 	
	・作業依頼前までに契約	・ 12月17日(金) までに契約
④ シーズン契約 報告書の提出 (市役所へ)	(提出不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・12月24日(金)までに提出 ・シーズン契約報告書に『シーズン契約書写し』を添付
⑤ 助成金請求 (市役所へ)	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所(市役所、支所、各サービスセンター)で手続き 	
	・ 3月31日(木) までに請求	・ 3月1日(火)から3月31日(木) までに請求
	必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書写し ・作業前後の現場写真 ・契約書写し 	必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ・領収書写し ・作業前後(1日分)の現場写真

受付場所

岩見沢市役所高齢介護課高齢者支援グループ(6番窓口)、北村・栗沢両支所市民サービスセンター、有明交流プラザサービスセンター、幌向サービスセンター、朝日サービスセンター、美流渡サービスセンター

《問合せ先》市高齢介護課高齢者支援グループ (TEL: 23-4111 内線366・369)